

津市プレミアム付デジタル商品券利用に関する要項

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本要項は、本市の発行する津市プレミアム付デジタル商品券（以下「デジタル商品券」という。）の発行、販売等を行う事業（以下「デジタル商品券発行事業」という。）に係るデジタル商品券の利用に関する取扱いについて定める。

2 利用者は、本要項の内容を十分に理解し、本要項に同意した上で、デジタル商品券による対象商品の代金決済（以下「本サービス」という。）を利用するものとする。

(定義)

第2条 本要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル商品券 本市が令和4年7月19日から発行する電磁的記録方式の前払式支払手段をいう。
- (2) 利用者 デジタル商品券を購入して利用する者をいう。
- (3) 利用者アカウント 利用者によるデジタル商品券の購入、本サービスの利用及びそれらの履歴を確認することができる利用者の権利をいう。
- (4) 対象商品 取扱店によって販売される商品又は提供されるサービスをいう。ただし、本市が別表にて示すものは除く。
- (5) 取扱店 本市の区域内に存する事業者で、本市へ申し込みを行い、取扱店として登録された店舗をいう。
- (6) スマートフォン等 本サービスを利用可能な電話番号を有するスマートフォン及びタブレットをいう。
- (7) 本市システム デジタル商品券発行事業の実施のため、本市が提供するシステムをいう。

第2章 デジタル商品券の購入及び本サービスの利用に関すること

(利用者アカウントの取得等)

第3条 本サービスを利用しようとする場合、利用者は、あらかじめ利用者アカウントを取得しなければならない。

- 2 利用者アカウントは、利用者が所有するスマートフォン等1台限りとする。
- 3 利用者アカウントの有効期間は、取得した日から本サービスが終了する日までとする。
- 4 利用者は、利用者アカウントの取得にあたり、メールアドレス、パスワード、スマートフォン等の電話番号、ニックネーム、郵便番号、性別及び年齢を登録しなければならない。
- 5 利用者は、前項の規定に基づき登録した内容に変更があった場合は、速やかに本市へ申し出なければならない。

(デジタル商品券の購入)

第4条 利用者は、本市が別に定める額面のデジタル商品券をスマートフォン等により購入することができる。

- 2 本市が別に定めるデジタル商品券の販売期間は、令和4年8月9日までを第1期販売期間、令和4年8月10日以降を第2期販売期間とする。
- 3 第2期販売期間の開始日において、本市が販売したデジタル商品券の額面の合計が、本市が別に定めるデジタル商品券の発行総額に満たない場合は、デジタル商品券の購入限度額を変更することができる。
- 4 デジタル商品券の代金は、クレジットカード又は現金により支払う。

(本サービスの利用)

第5条 利用者は、本サービスを利用する場合、デジタル商品券での支払いを指定しなけ

ればならない。

- 2 前項の規定に基づき利用者がデジタル商品券での支払いを指定し、取扱店による購入代金確認後、利用者が当該代金分のデジタル商品券を利用者アカウントから減少させる。
- 3 取扱店は、スマートフォン等における利用者アカウントの支払い完了画面の確認をもって利用者との間の決済が完了したものとする。

第3章 その他

(調査)

第6条 本市は、利用者が本要項に違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合、資料の徴収や監査等本市が必要と認める調査を行うことができる。

(アンケートへの協力)

第7条 利用者は、本サービスの利用等デジタル商品券事業に関して本市がアンケートを実施する場合、可能な限り協力を行うものとする。

(利用者の禁止事項)

第8条 利用者は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) デジタル商品券の転売及び譲渡
- (2) マネー・ローンダリング目的で利用者アカウントを保有し、又は利用する行為
- (3) 不正な方法によりデジタル商品券を取得し、又は不正な方法で取得されたことを知って利用する行為
- (4) 利用者アカウント又はデジタル商品券を複製若しくは偽造若しくは変造し、又は複製若しくは偽造若しくは変造されたことを知って利用する行為
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (6) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
- (7) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
- (8) 本市又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権等の権利を侵害する行為
- (9) 本市又は第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- (10) デジタル商品券を現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (11) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（本市の認めたものを除く。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、他の利用者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為
- (12) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (13) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- (14) 他人の個人情報、第3条第4項の規定に基づき登録した内容、利用履歴情報などを不正に収集、開示又は提供する行為
- (15) 本市システムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、本市システムの不具合を意図的に利用する行為、本市に対し不当な要求をする行為、その他事業の運営又は他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為
- (16) 上記のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
- (17) その他、本市が不相当と認める行為

(利用者アカウントの停止等)

第9条 本市は、利用者が次の各号に該当する場合、利用者に対し催告その他の手続を要することなく、利用者アカウントを停止又は閉鎖することができる。

- (1) 第3条第2項に違反したとき
- (2) 第3条第4項の規定に基づき登録した内容に虚偽があったとき

- (3) 第6条に規定する調査に応じないとき
- (4) 第8条に規定する禁止行為を行ったとき
- (5) 前4号に記載する場合のほか、本要項に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その期間内に違反を是正しないとき
- (6) 前各号の事由が生じるおそれがあると本市が判断したとき
(免責等)

第10条 天災事変、戦争、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線若しくは諸設備の故障、その他本市及び利用者の責めに帰することのできない事由に起因する損害は、本市及び利用者は互いに責任を負わない。

- 2 本市は、利用者と取扱店との間の本サービスの利用に関して、当事者、代理人、仲立人等にならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わない。
- 3 本サービスの利用後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合は、利用者取扱店との間で解決しなければならない。
- 4 本市は、使用、未使用を問わずデジタル商品券の払戻を行わない。

(本市による個人情報の取扱い)

第11条 本市が、取得した個人情報は、津市個人情報保護条例（平成18年1月1日条例第24号）等関係法規を遵守し、適切に取り扱う。

(変更又は廃止)

第12条 本市は、相当の事由があると判断した場合は、利用者の事前承諾を得ることなく、本要項を変更又は廃止することができるものとする。

- 2 本要項を変更したときは、利用者に第3条第4項の規定に基づき登録したメールアドレス宛に通知し、又はデジタル商品券発行事業に係る特設サイトにて周知する。

(疑義等の解決)

第13条 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従って解決を図る。

附 則

この要項は、令和4年7月12日から施行する。

別表

区分	商品等
換金性・投機性の高いもの	商品券・切手・図書券等の金券、電子マネーへのチャージ、土地・家屋などの不動産、有価証券等の個人の出資や宝くじ等
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金等
消費の拡大につながらないもの	手数料、診療費・治療費等、医療保険・介護保険料の負担金等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日号外法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの	店舗型・無店舗型性風俗特殊営業、店舗型・無店舗型電話異性紹介営業等
その他、販売や提供が法令等に違反するものやデジタル商品券発行业の趣旨にそぐわないもの	たばこ、パチンコなどのギャンブル、事業活動に伴い発生した支払、宗教活動、政治活動等にかかわるもの、その他、本市がデジタル商品券発行业の趣旨にそぐわないと判断したもの